

横浜町広報紙広告取扱い要綱

平成16年9月6日

訓令第14号

改正 平成17年4月28日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜町が発行する広報紙（以下「横浜町広報紙」という。）に掲載する一般商業広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条に定める「広告」とは、営利を目的とする各種企業営業活動の一環として行う広告をいう。

(掲載する広告の基本姿勢)

第3条 横浜町広報紙に掲載する広告は、広報紙の主な目的及び公共性と品位を損なうおそれのないものでなければならない。

(広告掲載の場所及び規格)

第4条 広告は、横浜町広報紙の表・裏表紙を除く各ページの下2段の半ページ以内とする。広告掲載の規格は、1段通し（以下「1号広告」という。）とする。

1号広告は、縦およそ5センチメートル、横およそ18.5センチメートルとし、2号広告はその2分の1とする。また、3号広告は、縦およそ10センチメートル、横およそ18.5センチメートルとする。

(掲載できない広告)

第5条 次の各号に該当する内容の広告は取扱わないものとする。

- (1) 公共の福祉を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 風俗営業に関するもの及びこれに類したもの
- (3) 政治、宗教活動等にかかわるものと認められたもの
- (4) その他公益上不適当と認められたもの及び広報広告掲載基準によるもの

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書（様式第1号）に当該広告原稿を添えて、発行日（毎月1日）の15日前までに町長に提出するものとする。また、通年で広告枠を売り渡す広告枠売買契約締結することもできる。この場合は、業者が広告主を募り一括で電子データ化した記録媒体で納入するものとする。

(広告掲載承認)

第7条 町長は、前条の申込みを受けたときは、必要な事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を承認したときは、申込者に対して、広告掲載承認通知書（様式第2号）により、速やかにその旨を通知するものである。

- 3 広告の掲載を否決したときは、申込者に対して広告掲載不承認通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

（広告料金）

第8条 掲載1回当たりの広告料は、次のとおりとする。

- （1） 1号広告 12,000円
- （2） 2号広告 6,000円
- （3） 3号広告 24,000円

なお、広告代理店等との通年での広告枠売買契約等により広告枠の売り渡し広告料金については、広報主管課長が三役協議して適宜処理する。

- 2 広告の掲載を承認された者（以下「広告主」という。）は、広告料金を一括前納するものとする。なお、通年の広告枠売買契約締結した場合は、契約者間で協議して別に納期を指定して納付させることができる。

（広告料金の還付）

第9条 町長は、広報紙の編集上支障があると認めたときは、広告の掲載をしないことができる。この場合において、既納の広告料金があるときは、これを還付するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月6日から施行する。

附 則（平成17年4月28日訓令第6号）

この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

広報広告掲載基準

「広報広告掲載基準」は次のとおり定める。以下に該当する広告は掲載しない。

- 1 責任の所在が不明確なもの
- 2 内容が不明確なもの
- 3 虚偽又は誤認されるおそれのあるもの
誤認されるおそれがあるものとは、次のようなものをいう。
 - (1) 編集記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの
 - (2) 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位また有利であるような表現のもの
 - (3) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとするもの
 - (4) 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
- 4 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示及び確実な事実の裏付けがないもの
- 5 投機、射幸心（なまけ者が自力で働かず、賭博やそれに類似の行為で一獲千金を夢見ること）を著しくあおる表現のもの
- 6 社会秩序を乱す次のような表現のもの
 - (1) 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの
 - (2) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
 - (3) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
 - (4) その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの
- 7 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの
- 8 非科学的又は迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- 9 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの
- 10 詐欺的なもの又は、いわゆる不良商法とみなされるもの
- 11 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
- 12 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの
- 13 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払い方法及び返品条件などが不明確なもの
- 14 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたものでその実体、内容、施設が不明確なもの
- 15 以上のほか、不相当と認めたもの

様式第 1 号（第 6 条関係）

横浜町広報紙広告掲載申込書

年 月 日

横浜町長

様

（申込者）

住 所

氏 名

T E L

横浜町広報紙広告取扱い要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり広告を掲載したいので申込みます。

記

1 広告掲載希望号 月号

2 広告掲載規格	☐ 下 1 段（約縦 5 cm×横 1 8 . 5 cm）	1 号広告
	☐ 下 1 段の 2 分の 1 （約縦 5 cm×横 9 cm）	2 号広告
	☐ 下 2 段（約縦 1 0 cm×横 1 8 . 5 cm）	3 号広告

(裏面)

- 1 広告は、横浜町広報紙の表・裏表紙を除く下1段又は下2段に掲載されます。
- 2 次の広告は取扱わないものとする。
 - (1) 公共の福祉を損なうもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業に関するもの及びこれに類したもの
 - (3) 政治、宗教活動等にかかわるものと認められたもの
 - (4) その他公益上不適当と認められたもの及び広報広告掲載基準によるもの
- 3 広告料金は、次のとおりとする。

(1) 下1段(約縦5cm×横18.5cm)	1号広告	12,000円
(2) 下1段の2分の1(約縦5cm×横9cm)	2号広告	6,000円
(3) 下2段(約縦10cm×横18.5cm)	3号広告	24,000円
- 4 広報紙編集上で特に支障のある場合又は申込者が多数の場合は、掲載希望号に掲載できない場合があります。
- 5 広告を掲載するページは、指定できません。
- 6 広告掲載の見本を添付してください。
- 7 広告掲載の申込期間は、広報発行(毎月1日)の15日前までとする。

様式第2号（第7条関係）

横浜町広報紙広告掲載承認通知書

年 月 日

様

横浜町長

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載については、
次のとおり承認します。

記

- 1 広告掲載希望号 月号
- 2 広告掲載規格
- | | |
|---|------|
| ☐ 下1段（約縦5cm×横18.5cm） | 1号広告 |
| ☐ 下1段の2分の1（約縦5cm×横9cm） | 2号広告 |
| ☐ 下2段（約縦10cm×横18.5cm） | 3号広告 |
- 3 広告料金 金 円也

（注1）広告料金は、 月 日までにお支払ください。

（注2）疑義が生じた場合は、町及び申込者間で協議するものとする。

様式第3号（第7条関係）

横浜町広報紙広告掲載不承認通知書

年 月 日

様

横浜町長

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載については、
下記理由により不承認とします。

記

横浜町広報紙広告取扱い要綱 第5条（掲載できない広告）

- ☐（1） 公共の福祉を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- ☐（2） 風俗営業に関するもの及びこれに類したもの
- ☐（3） 政治、宗教活動等にかかわるものと認められたもの
- ☐（4） その他公益上不適当と認められたもの及び広報広告掲載基準によるものに該当しますので、掲載不承認とします。